

ご旅行条件 ここに記載のない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行の部）によります

1. 募集型企画旅行約款

- (1) この旅行は、美馬市観光有限会社（徳島県知事2-136号。以下「当社」といいます。）が実施・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。
- (2) 当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って旅行に関するサービスの提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。
- (3) 旅行契約の内容・条件は、下記条件、出発前にお渡しする確定書面及び当社旅行業約款募集企画旅行約款の部によります。

2. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1) 当社所定の旅行申込書（以下、「申込書」）に所定の事項を記入のうえ、当社に提出しなければなりません。
- (2) 当社は電話その他の通信手段による募集型企画旅行契約の予約のお申し込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、旅行者は、当社が予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、申込みをしようとする募集型企画旅行の名称、旅行開始日、その他の事項を当社に通知しなければなりません。
- (3) 募集型企画旅行の参加に際し、特別配慮を必要とする旅行者は契約の申込時に申し出てください。この時、当社は可能な範囲内でこれに応じます。
- (4) 前項の定めるところにより申込書の提出があったときは、募集型企画旅行契約の締結の順位は、当該予約の受付の順位によることとなります。
- (5) 旅行契約は、当社が契約の締結を承認したときに成立するものとします。

3. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日より前にお支払い頂きます。旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日の当社が定める期日までにお支払い頂きます。

4. 旅行代金に含まれるもの

行程に明記された交通費、昼食代、施設利用料、消費税等諸税が含まれます。

5. 催行の中止

ご参加のお客様がパンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。この場合、旅行開始の前日から起算してさかのぼって3日より前に連絡させていただきます。

6. 取消料

契約成立後、お客様の都合で契約を解除される時は、旅行代金に対しておひとりさまにつき下記の表に定める取消料を申し受けます。

区 分	取 消 料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）に当たる日以降に解除	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目当たる日以降の解除	旅行代金の30%
旅行開始日の前日に解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日に解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

7. 個人情報の取り扱い

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。